

遺贈・相続財産寄付 ご案内パンフレット



奈良県支部

Japanese Red Cross Society

も く じ

身近なところから世界まで
「救いたい」思いを赤十字と 3

「遺贈」遺言による寄付

- 遺贈の流れ 5
- 遺言書について 6
- 遺言書作成時の留意事項 7
- 遺贈の専門家 8

「相続財産寄付」

- 相続財産寄付の流れ 9
- 相続税について 11

よくあるご質問 12

日本赤十字社奈良県支部の活動 13





身近なところから世界まで 「救いたい」思いを赤十字と

わたしたちが暮らすこの世界には、気候変動に伴う災害、
エイズなどの感染症、紛争と難民問題など、
様々な社会課題が山積しています。

赤十字はこれらの人道的なニーズに応え、社会課題を解決するため、
皆さまと共に、国内外の赤十字ネットワークを活かし、
苦しんでいる人びとを救い続けます。

寄付によって
世界中の紛争や病気で
苦しむ人びとを
救えます



令和6年能登半島地震

阪神・淡路大震災

首都直下地震

紀伊半島大水害

南海トラフ地震

熊本地震

日本赤十字社の詳しい活動内容については[13・14ページ](#)をご覧ください。

奈良県支部の災害時活動

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震

自ら防災を学ぶことで
コミュニティを強固にし
身近な人を守る力が
強まります



東日本大震災



救急法を学ぶことで
大切な人のいのちや
健康を守ることが
できます

寄付によって
災害などで
苦しむ人のいのちと
健康が守られます



平成7年
阪神淡路大震災
救援物資搬送



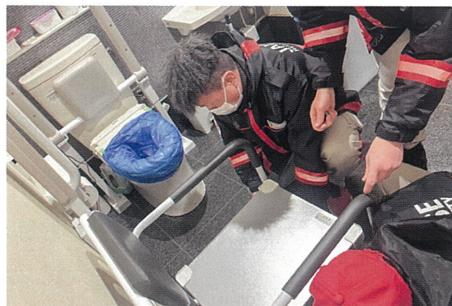
平成23年
東日本大震災
避難所に入る救護班



平成23年
紀伊半島大水害
救援物資搬送



平成28年
熊本地震
避難所の生活支援活動



令和6年
能登半島地震
避難所の仮設トイレ増設支援

「遺贈」 遺言による寄付

遺言により自分の築いた財産を特定の人や団体などの第三者に贈ることを「遺贈」といいます。遺言書で財産の全部または一部の受取人(受遺者)として日本赤十字社を指定いただくことで、国内外で災害、病気、紛争などで苦しむ人びとのいのちを守る活動に広く役立てることができます。

※日本赤十字社に遺贈した財産は、相続税の課税対象になりません。

遺贈の流れ

ご生前

1 遺贈内容の決定 遺言執行者の決定

遺言の内容と遺贈先となる受遺者をお決めください。
また、遺言者のかわりに遺言書の内容を実行する
遺言執行者をお決めください。

詳しくは次ページ以降へ

2 遺言書の作成

「専門家」にご相談の上、法的に有効な遺言書をご作成ください。

詳しくは次ページ以降へ

3 遺言執行者へ ご逝去の連絡

ご家族やご友人、死後事務委任契約者などの通知人から、遺言執行者にご逝去の連絡が届きます。

4 遺言書の開示

遺言執行者から日本赤十字社に連絡が届き、
遺言の内容を日本赤十字社が確認させていただきます。

5 遺言執行と 財産の引渡し

遺言執行者が遺言書に基づき手続きを行い、
指定の財産を日本赤十字社に寄付します。

6 受領証の発行

日本赤十字社から遺言執行者あてに受領証を発行します。
お寄せいただいた財産は国内外の人道支援活動のために大切に使用させていただきます。

ご逝去後

遺言書について

遺言を残すには民法で定められた一定の方式で遺言書を作成することが必要です。「公正証書遺言」、「自筆証書遺言」などがありますが、遺贈の場合は「公正証書遺言」による方式をお勧めします。遺言書の作成については、専門家にご相談されることもあわせてお勧めします。

「公正証書遺言」とは 証人2人以上の立会いを得て、遺言者の口述内容を公証役場などで公証人に公正証書として作成してもらい、関係者が署名押印します。遺言者には正本と謄本が交付され、原本は公証役場に保管されますので遺言書の破棄や偽造などの心配がありません。

【公正証書遺言の作成例】

「遺言執行者」は専門家へのご相談をお勧めします

詳しくは7ページ 3、および8ページへ

「遺贈の使途は奈良県支部の事業とする。」とご記載ください※

詳しくは7ページ 1へ

※奈良県支部に指定いただくと、奈良県内の赤十字活動に活用させていただきます。

〇〇年 第〇〇号 遺言公正証書 本職は、遺言者〇〇〇〇の囑託により、後記証人立会のもとに、次のとおり遺言者の口述を筆記して、この証書を作成する。		第一条 遺言者は遺言者が所有する次の財産について、遺言執行者において全てを換価し、換価金の中から諸経費、相続債務、譲渡所得税・住民税等を支払い遺言執行の費用及び報酬を控除した残金の中から、左記の通り遺贈する。																				
（遺贈する財産の表示） 1. 株式会社〇〇銀行〇〇支店に預託中の預金 2. 不動産〇〇〇〇		（受遺者の表示） 受遺者 日本赤十字社 主たる事務所 東京都港区芝大門一丁目1番3号 右代表者 大塚 義治																				
※なお、遺贈の使途は奈良県支部の事業とする。 第二条 遺言者は左記の者をこの遺言執行者に指定する。 （遺言執行者の表示） 〇〇〇〇		（中略） 遺言者及び証人に読み聞かせたところ、各自その筆記の正確なことを承認し次に署名押印する。																				
（中略） 〇〇法務局所属	<table border="1"> <tr> <td>証人</td> <td>証人</td> <td>遺言者</td> </tr> <tr> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> </tr> <tr> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> </tr> <tr> <td>〇</td> <td>〇</td> <td>〇</td> </tr> <tr> <td>印</td> <td>印</td> <td>印</td> </tr> </table>	証人	証人	遺言者	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	印	印	印	<table border="1"> <tr> <td>公証人</td> </tr> <tr> <td>〇</td> </tr> <tr> <td>〇</td> </tr> <tr> <td>〇</td> </tr> <tr> <td>印</td> </tr> </table>	公証人	〇	〇	〇	印
証人	証人	遺言者																				
〇	〇	〇																				
〇	〇	〇																				
〇	〇	〇																				
印	印	印																				
公証人																						
〇																						
〇																						
〇																						
印																						

遺言者、証人、公証人がそれぞれ署名押印します

不動産や有価証券などの寄付の場合
財産の換価・換金について
ご記載ください

詳しくは7ページ 2へ

遺言書作成時の留意事項

1 受遺者について

受遺者を「日本赤十字社」とご記載いただいた上で、使途を「奈良県支部の事業」にご指定ください。地域に根差した活動を展開する奈良県支部を遺贈先とすることで、「ゆかりの地に恩返しをしたい」「大切な故郷を支えたい」といった思いを叶えることができます。

2 遺贈する財産の換価・換金(現金化)について

遺言書には、遺言者の有する不動産や有価証券などの財産を遺言執行者が換価・換金し、諸費用・税金などを控除したうえで、日本赤十字社に遺贈する旨をご記載ください。遺言執行者にて換価・換金が難しい場合は、事前にご相談ください。

3 遺言執行者について

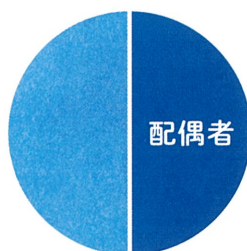
信頼のできる方を指定することはもちろんですが、遺言内容を確実に実行するためには、財産の引渡しや登記など複雑な手続きが必要になりますので、法律に詳しい専門家に依頼することをお勧めしております。詳しくは8ページをご参照ください。
なお、遺言執行の専門家ではないため日本赤十字社を遺言執行者に指定することとはご遠慮願います。

4 遺留分について

「遺留分」とは配偶者、子、親などの相続人に、最低限度保障された相続財産の受け取り分のことです。遺贈をご検討の際には、遺留分権利者に予めご了承くださいか、遺留分相当の財産を与えるなど、遺留分についてご配慮いただくことをお願いしています。

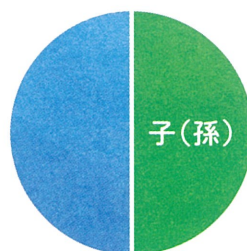
【参考】 遺留分権利者と遺留分について ※兄弟姉妹甥姪には遺留分はありません。

相続人が配偶者のみ



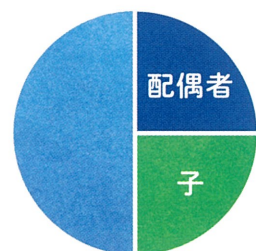
配偶者 1/2

相続人が子(または孫)のみ



子(孫) 1/2

相続人が配偶者及び子



配偶者 1/4、子 1/4

※子が複数の場合は均分されます。

「遺贈」のご検討は、専門家へのご相談が安心です。

専門家のご紹介



遺贈に関する協定締結先

遺贈に関する連携協定を締結しております。
協定に基づくことで、協定締結のない相談先とは異なり、ご希望の相談先へのお取次ぎやご担当者のご紹介などを、奈良県支部からご依頼させていただきます。

①奈良県司法書士会 ☎0742-22-6677

遺言書の作成、遺言の執行、遺贈・相続全般について、ご相談できます。

ご希望に応じて、ご対応いただける司法書士をご紹介・お取次ぎいたします。

②南都銀行 ☎0742-27-1701

遺言書の作成などに関するご相談・お手続きの専門部署にお取り次ぎさせていただきます。
お近くの支店での対応をご希望の場合、併せてご依頼させていただきます。

相続全般の相談

(遺言書などの書類作成～遺言執行)



弁護士・行政書士・信託銀行等

奈良弁護士会

☎0742-22-2035 [弁護士会 奈良 検索](#)

交渉・書類作成を含め相続全般に関して相談できます。

奈良県行政書士会

☎0742-95-5400 [行政書士会 奈良 検索](#)

遺贈のための遺言書作成について相談できます。

三井住友信託銀行	りそな銀行
三菱 UFJ 信託銀行	三井住友銀行
みずほ信託銀行	

日本赤十字社本社と協定を結んでいる信託銀行などがございます。

「公正証書遺言」の作成



公証人

判事や検事などを長年つとめた法律実務の経験豊かな人の中から、法務大臣に任命された公証人が、ご自身が残されたい遺言を正式な形にしてくれます。

奈良合同公証役場

☎0742-81-8511

高田公証役場

☎0745-22-7166

[公証役場 奈良 検索](#)

相続に関する税金の相談



税理士

税金についての専門家で、相続に関する税金や申告について相談できます。

全国各地の税理士会で税理士の紹介を受けられます。

近畿税理士会

☎06-6941-6886 [税理士会 近畿 検索](#)

「相続財産寄付」

「『社会に役立ちたい』と常々話されていた」、
「生前に赤十字活動に関心があった」といった、故人の思いを尊重し、
ご遺族の方が相続により取得した財産の全部または一部を
日本赤十字社へ寄付することで、国内外で災害、病気、紛争などで
苦しむ人びとのいのちを守る活動に広く役立てることができます。

ご希望により、故人のお名前で表彰させていただきます



詳しくは日本赤十字社奈良県支部ホームページ「表彰
制度について」をご覧くださいか、お問い合わせください。

日赤奈良 表彰

検索

相続財産寄付の流れ

相続開始から7日以内

ご逝去・ 死亡届の提出

ご逝去とともに相続が
開始します。

3ヵ月以内

相続の放棄・限定承認 (相続人の確定)

相続人が権利や義務を一切受
け継がない(相続の放棄)または
限定承認をする場合は、相続開始
があったことを知った日から3ヵ月
以内に家庭裁判所に申述します。

4ヵ月以内

準確定申告

故人の所得などが要件を満た
す場合、亡くなった年の1月1日
から死亡した日までの所得に
ついて、相続人が申告・納税を
します。

日本赤十字社への寄付

ご連絡時に「**相続財産寄付**」であることを
お知らせください。

非課税となる税制上の優遇措置があります

ご遺族の方が相続された財産を相続税の申告期限内(相続開始があったことを知った日の翌日から10ヵ月以内)に日本赤十字社奈良県支部に寄付した場合、**寄付した財産には相続税がかかりません。**

(関係根拠法令:租税特別措置法第70条)

適用には相続税の申告期限内に日本赤十字社が発行する受領証と相続財産寄付に関する証明書を相続税の申告書に添付する必要があります。

詳しくは、日本赤十字社奈良県支部(裏表紙参照)までお問い合わせください。

【相続財産寄付に関する証明書】

第〇〇号	
証明書	
住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 〇〇
氏名	〇〇 〇〇 様
この度、日本赤十字社に対しなされた相続財産の寄付に関する下記記載の事項は、事実と相違ないことを証明します。	
記	
1. 寄付受領日	〇〇年〇〇月〇〇日
2. 寄付金額	〇〇〇〇〇〇〇〇円
3. 寄付金の明細	現金
4. 寄付金の使途	日本赤十字社事業資金
〇〇年〇〇月〇〇日	
日本赤十字社 社長 清家 篤 印	

遺産分割

不動産の所有権移転登記や預貯金・動産の名義変更などの諸手続、遺産分割協議などを行います。

受領証・証明書の発行

寄付後に日本赤十字社より、受領証および相続財産寄付に関する証明書を発行します。

10ヵ月以内

相続税の申告・納付

相続税の申告書に寄付した財産の明細書や受領証および相続財産寄付に関する証明書を添付して申告をすることで、寄付いただいた財産に相続税が課税されません。

相続税について

相続により財産を取得した人それぞれの課税価格の合計額が遺産にかかる基礎控除額を超える場合、その財産を取得した人は相続税の申告をする必要があります。

法定相続分に応じる取得金額 課税遺産総額（課税価格の合計額－基礎控除額 **A**）× 法定相続分 **B**

法定相続人別の相続税額 法定相続分に応じる取得金額 **C** × 税率 **D** － 控除額 **E**

法定相続人別の相続税額の合計金額 = 相続税の総額

日本赤十字社に寄付した場合、
その寄付額分も控除され
相続税額が変わります。

計算例

相続財産2億円で
法定相続人が
配偶者と子2人の場合



**法定相続分に応じる
取得金額**

配偶者 (2億円－4,800万円) × 1/2 = 7,600 万円
子 (2億円－4,800万円) × 1/4 = 3,800 万円

**法定相続人別
の相続税額**

配偶者 7,600万円 × 30% － 700万円 = 1,580 万円 … ①
子 3,800万円 × 20% － 200万円 = 560 万円 … ②

相続税の総額

① 1,580万円 + ② 560万円 × 2 = 2,700 万円

※配偶者の税額軽減など、その他税額控除もございますので、相続税についての詳細は、
国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)またはお近くの税務署などにお問い合わせください。

【 基礎控除額の算出方法 】 **A** 基礎控除額 = 3,000万円 + 600万円 × 法定相続人数

【 法定相続分 】

相続人	B 法定相続分
配偶者のみ	全て
配偶者と子	配偶者1/2、子全員で1/2
配偶者と直系尊属	配偶者2/3、直系尊属全員で1/3
配偶者と兄弟姉妹	配偶者3/4、兄弟姉妹全員で1/4
子のみ	全て

※子や直系尊属、兄弟姉妹が複数いる場合にはその人数で均分されます。

【 相続税の速算表 】

C 法定相続分に応じる取得金額	D 税率	E 控除額
円	%	万円
1千万以下	10	なし
1千万超 ～ 3千万以下	15	50
3千万超 ～ 5千万以下	20	200
5千万超 ～ 1億以下	30	700
1億超 ～ 2億以下	40	1,700
2億超 ～ 3億以下	45	2,700
3億超 ～ 6億以下	50	4,200
6億超	55	7,200

(平成27年1月1日以降の相続の場合)

よくあるご質問

Q ひとり身なので、財産を相続する人がいません。
亡くなった後の手続きも心配ですが、どうしたらよいでしょうか？

相続人のいない方の財産は、遺言書がないと原則として国庫に帰属します。

遺言書を作成することにより社会貢献活動を行う団体などに財産を残すことができます。

遺言書の内容を実行する遺言執行者を指定し、亡くなった後に各種手続きを行う死後事務を委任契約される方が多いようです。

Q 寄付した財産の使い方(使途)の指定はできますか？

遺贈の場合：未来のことになりますので、特定の国内災害の義援金や海外への救援金などに使途を指定することはできません。

また、遺贈先の都道府県は指定できますが、より詳細な使途の限定はお受けできません。

相続寄付の場合：奈良県支部までご連絡いただければ、使途に関するご相談をさせていただくことができます。



Q 遺贈や相続財産寄付の他に、日本赤十字社を支援する方法はありますか？

ご存命中に年間2,000円以上の継続的なご支援をいただく会員制度がございます。また、都度の寄付や香典からの寄付、保険会社の仕組みによりますが保険金の受取人に日本赤十字社をご指定いただく方法もございます。

Q 寄付した遺産はどのように使われますか？
また日本赤十字社ならではの支援の強みは何ですか？

日本赤十字社が行う災害救護や防災教育、国際救援などの活動を通じて苦しんでいる人びとを救うために使われます。詳しくは次のページをご覧ください。

多くの皆さまに支えられ、国内国外を問わず、各々の地域に根差した赤十字のネットワークを有し、互いにそのノウハウや特徴を活かして自ら活動できることが強みです。





これまでも、これからも。 あなたの思いを赤十字が届けます



赤十字のはじまり

人のいのちを尊重し、
苦しみの中にいる者は、
敵味方の
区別なく救う

19世紀半ば、戦場で芽生えた赤十字の考えは、
社会情勢の変化と共に、皆さまと手を取り合いながら
人びとの様々な痛み・苦しみ・悲しみに手を差し伸べる
活動へと広がっています。

これからも皆さまのあたたかい思いと共に、救うことを続けます。



国内災害救護

—— 被災された人びとを救うために ——

救護員の養成、物資の備蓄など平時から災害に備え、
災害時に直ちに救護班を被災地へ派遣し、医療
支援や救援物資の配布などを行います。
また日頃から地域コミュニティを基盤
にした防災教育も行っています。



災害救護訓練

—— 起こりうる災害に備えて ——

災害が発生した際、任命救助から救急医療活動な
どを迅速かつ適切に実施するために、平時から
災害医療コーディネーターが中心となっ
て医療救護班と防災ボランティアに
よる訓練を実施しています。



救護資機材・救護物資の整備

—— 迅速な救援救護活動のために ——

災害が発生した際、迅速な救援救護活動を実施する
ため、県内の各市町村に、災害救援車をはじめ、
必要な救護資機材や救援物資の配備を行
うとともに、災害時に活動する関係機
関との連携強化に努めています。



救急法などの講習

—— 身近な人を救えるように ——

とっさの時の手当や事故防止に必要な知識や技術を広めるため、全国各地で心肺蘇生とAEDの操作方法などを学ぶ救急法、高齢者の介護知識を学ぶ健康生活支援講習や幼児安全法、雪上安全法などの講習を行っています。



国際活動

—— 国境や民族、宗教を越えて救うために ——

国際赤十字の一員として、190以上の国と地域に広がる世界的ネットワークを活かし、国境、民族、宗教を越えて、災害や紛争で被災された方に対する支援をはじめとした様々な人道的活動を展開しています。



赤十字ボランティア

—— 大好きな地域を支えあうために ——

赤十字の活動は世界中でボランティアの方に支えられています。日本では幅広い年代の方が赤十字ボランティアとして、災害時の炊き出し、献血の呼びかけ、防災活動など自らの地域をより良くしようと活躍しています。



青少年赤十字

—— 助け合いの心を育むために ——

全国の幼稚園や小中高など、学校教育の現場で、「健康・安全」「奉仕」「国際理解・親善」を実践目標として、子どもたちが自分で「気づき、考え、実行する」力を育てています。



血液事業

—— 尊いいのちをつなぐために ——

輸血を必要とする患者さんのため、街頭で献血の呼びかけをし、高度な検査を行い、24時間365日、安全な血液製剤を医療機関へ安定的に届けています。



看護師などの養成

—— 苦しむ人に寄り添えるように ——

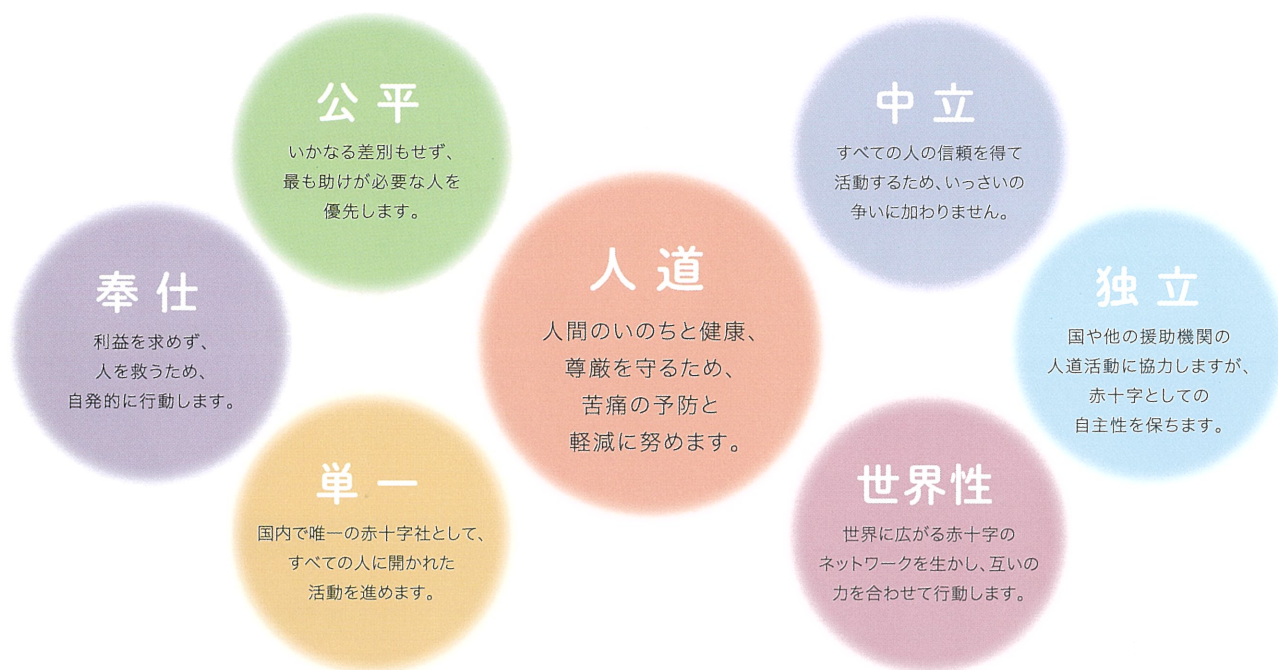
赤十字の精神と最先端の看護技術を身に付けた人材を育成し、国内外の災害時にその役割を発揮し、地域医療の担い手としても活躍できるように、看護師などを養成しています。

日本赤十字社の使命

わたしたちは、
苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、
いかなる状況下でも、
人間のいのちと健康、尊厳を守ります。

わたしたちの基本原則

わたしたちは、世界中の赤十字が共有する
7つの基本原則にしたがって行動します。



遺贈・相続財産寄付に関するお問い合わせは



日本赤十字社 奈良県支部
Japanese Red Cross Society

〒630-8133 奈良市大安寺1丁目23-2

TEL.0742-61-5666

平日9:00～17:00（土日祝日除く）

<https://www.jrc.or.jp/chapter/nara/> 日赤奈良 検索